

沈黙をやぶって

森田ゆり [編著]

何かが私の中で溶けていくような気がした。
私が私の肉体の形を通して世界と触れ合っ
ていることを受け入れられるような予感が
したのだ。ほほを伝う涙の温かさが心地よか
った。私は世界と和解しようとしていた。



子ども時代に性暴力を受けた
女性たちの証言＋

ヒーリング

マニュアル

心を癒す教本



沈黙をやぶって

子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言＋心を癒す教本

ヒーリング・マニュアル

一九九二年一月二十四日初版発行

編著者——森田ゆり

発行者——土井庄一郎

発行所——築地書館株式会社

東京都中央区築地二一〇—二二—一〇四

電話〇三—三五四二—三七三一 ファクス〇三—三五四二—五七九九

振替東京一—一九〇五七

印刷——壮光舎印刷株式会社＋株式会社典文社

製本——富士製本株式会社

装丁——大関栄

装画——藤田佳子

© YURI MORITA, 1992

ISBN4-8067-6704-2 C0036 Printed in Japan.

森田ゆり 【編著】



沈黙をやぶって

子ども時代に性暴力を受けた
女性たちの証言

「リング」マニアル
心を癒す教本

築地書館

目次

はじめに	森田ゆり	7
パートI 近親からの性的暴力		19
近親「相姦」だなんて冗談じゃねえ	A・M	20
刺を抜く	飛鳥みかげ	33
おじいちゃんへ	M・N	39
家にはあの男だけしかいなかった	佐藤のぞみ	56
食障害	かれん	63
ゲイの人は仲間	絵里子	72
叔父	北村亜由美	77
傷跡	上遠野ユリ	83

パートII 知人からの性的暴力 93

あたしの原体験 田中美津 94

体を切り離してしまいたい M 104

こども 森本千恵子 111

金色の輪っか K・U 118

十八歳は大人ですか 立野智子 132

Jの日記より J 138

有名な教師 真木美鈴 142

医者 匿名 145

灰になっても傷は消えない M子 147

この指とまれ 橘風子 151

パートIII 見知らぬ者からの性的暴力

小指をかみきる 熊谷博子 162 161

バナナ 独り暮らしの婆 167

ブランコの窪地のむこうで 辻明子 168

日曜日の子ども 夏生ゆり子 181

パートIV 沈黙をやぶって その後——ヒーリング・マニュアル心を癒す教本 森田ゆり 197

1 心の傷を癒す 198

2 実態の把握 204

3 神話と事実 207

4 子どもへの性暴力の起きる条件 220

5 性差別 231

6 原体験 237

7 癒しのビルディング・ブロックス 242

8 子ども差別 258

9 CAPプログラム——子どもへの暴力防止プログラム 273

あとがき

280

資料Ⅰ

子どもへの性暴力問題にとり組むグループ・リスト

資料Ⅱ

子どもへの性暴力に関する必読基礎文献

290

283

はじめに

この本はいままで公の場ではほとんど語られることのなかった、そして認められることのなかった「子どもへの性暴力」を証言し告発する女性たちの声のコレクションです。叫びをのみこみ、涙をこらえて、自分以外にしがみつく者もないまま過ごした数限りない沈黙の夜からの声です。このアンソロジーの筆者たちはささやき声で、泣き声で、叫び声で、怒りの声で、長かった夜の無言^{しじま}を突き破ったのです。

性暴力が他の暴力形態と異なる特性のひとつは、そこにまつわる秘め事＝沈黙の匂いです。

「誰にも言うなよ」と加害者が強いる沈黙。被害者が守ろうとする沈黙。そして被害者が語れない環境をつくり出している社会全体が培養する沈黙。この三者が堅固に維持する「沈黙の共謀」こそが性暴力のきわだった特性です。この「共謀」から脱落して沈黙を破った被害者は加害者からの仕打ちのみならず、社会からの冷酷な制裁にさらされなければなりません。

「あの人がそんなことするはずないでしょ」と信じてもらえず、たとえ信じてもらえたとしても「犬にかまれたと思って忘れなさい」とたいしたことではないとみなされ、さらには、「あんたが誘ったんじゃないの?」と逆に罪の責任を着せられてしまう。

だから被害者は黙ってしまいます。被害者が黙っているかぎり加害者は安泰です。社会は何事もなかったと装って、幸福な家族を、安全な日本を演じつづけることができます。こうして「沈黙の共謀」は維持され、性暴力が日常的にくり返されていくのです。

性暴力を受けた子どもたちは声を持っていません。彼らは診断され、訊問され、統計の数の中に組み入れられ、ケース研究の一例にとりあげられることはあっても、彼らの生の声の中に圧縮されたほとぼしる生命力が認められることは稀です。彼らのうち何人が他の誰のためでもなく、自分自身のために過去の体験を語ったのでしょうか。この本に収められた文章の筆者たちは、たんなる告白体験録を綴ったのではなく、暴行体験を生き延びた今ある自分をいつくしみ、愛するためにこそ、あえて忌まわしい過去の記憶を辿る、つらい作業を試みたのです。

「だけど、なぜこうも暗いテーマの本を出すのさ」

「子どもへの性暴力なんて陰湿なテーマに何年も取り組んでいてやりきれなくならない」

友人、知人からそんなコメントを受けたのは一度だけではありません。八年間それを仕事にしていたという職業意識以上の何かが私をこのテーマに関わらせつつづけているのです。性暴力の出来事それ自体はたしかに暗く陰湿です。けれど、私をこのテーマに関わらせているのは出来事そのもののへの関心ではなく、性暴力を受けた人びとが、その生の深い痛みから自らを解き放っていく歩みの一步一步への共感にあるのです。

Aちゃん、二年間にわたって父親から性行為を強いられてきた十歳の女の子。いままで誰にもいえずにいたことをはじめて語る。ボソボソと途切れがちに。目をふせたまま、かぼそい声で。しかし彼女の心の中ではすさまじいエネルギーが燃焼しているのが私には感じられます。語ることはねかえってくるリスクの大きさを十歳の子どもは充分に知っています。「沈黙の共謀」から脱落することで社会から加えられる制裁の冷酷さも感じとっているでしょう。語ること、それは彼女のまわりをぐるりと囲む堅固なコンクリートの壁に体当たりして血だらけになる行為にもひとしいのです。

もしこの本を読んで陰湿なやりきれなさだけを感じた人がいたら、それはその読者の関心が暴行だけに限られていて、暴行を受けた人が、もう一度晴れやかに生きようと願望しているのちの動きにおよんでいないからなのです。

ここに収めた手記を読みながら私は幾度も宮沢賢治の詩「春と修羅^{しゅら}」を思い起こしていまし

いかりのにがさまた青さ

四月の気層のひかりの底を

唾し はぎしりゆききする

おれはひとりの修羅なのだ

.....

ああかがやきの四月の底を

はぎしり燃えてゆききする

おれはひとりの修羅なのだ

.....

日輪青くかげろへば

修羅は樹林に交響し

.....

まことの言葉はここになく

修羅のなみだはつちにふる

宮沢賢治にとって「修羅」の意識が何であつたのかの考察は、賢治研究者か仏教研究者にまかせるとして、賢治は性暴力体験者たちの修羅の心をいとも美しく優しく謳い上げてくれるのです。いかりのにがさ、また青さを唾しはぎしりゆききする彼女たちの姿が手記を読むと浮かんできます。異邦人の烙印を押された子どもが、その烙印を人に見られないように終始氣をつかいながら生きていく辛さです。周囲の人と自分とがまったく違ったことばをしやべっている。しかし自分はその人たちの暖かい理解がほしい。しかし自分の悲劇をわかつてくれる人などいないことは明白で、ほんとうのことを語ろうものなら非難され、さげすまれる。という出口のない疎外の闇です。

ここからぬけ出す最良の方法はひらきなおつてその闇に直面すること。ただ理解してもらいたくて、受け入れてほしくて装つてきた善良で従順な少女という仮面を捨てて、性暴力体験の闇をしっかりと凝視することです。そうしてはじめて、深い生命の明るさが見えてくるからです。手記を寄せてくれたひとりひとりが、そして読者のひとりひとりが、そんなつきぬけた明るさに出会い、「おれはひとりの修羅なのだ」という一行にみなぎる力強さを手に入れることを願つてこの本は書かれました。

一九九一年の春、私は『誰にも言えなかった——子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記』（築地書館刊）を翻訳出版しました。性暴力体験を文字にまで昇華させたアメリカの十九人の女性たちの、自分という存在の輝きを信じる、その強さあふるる本です。

アメリカで子どもへの暴力防止センターのコーディネーターとして現場に身をおいてきた私には、この問題は日本でも想像をはるかにうわまわる数で起きているという確信がありました。日本のまだ誰にも言えないでいる性暴力体験者たちへ、いわば私信を送るような思いで翻訳に取り組んだのでした。

受信の手ごたえは確かでした。本の読者から受け取ったおびただしい数の手紙のすべてが、性暴力体験を十枚、二十枚の便箋にびっしりと書きつづってあったのです。その大半は「初めて人に語ることです」というただし書きつきでした。ひとりの女性はこう手紙を結んでいました。

「もう沈黙の闇にうずくまっていることは終わりで。おどましい記憶を恐れずにしっかりと見つけて、語っていきこう」

子ども時代に性暴力を受けた日本人たちの声を集め一冊の本にする仕事はこうしてごく自然に始まりました。『誰にも言えなかった』を読んで手紙をくれた人びと。いくつかの新聞ミニコミ誌、口コミを通しての呼びかけに応じて手紙を送ってきてくれた人たち。その数は百

篇を超えました。

十八歳から七十八歳まで、沖縄から北海道まで、主婦、公務員、学生、アーティスト、キャリアウーマン、作家、弁護士、教員等々。実に多種多様の人びとでした。男性の手記もぜひ入りたいと考えていましたが、受け取ったのは二篇だけでした。残念なことにとどちらもここに載せるには内容的に不十分で選ばませんでした。

この本を一読して、なんだこの程度のことと痛いだ生きづらいたといっているのか、世間にはもっとひどい目にあっても黙って生きている人間がいっぱいいるんだ、と思う人もいるでしょう。読者ののぞき見趣味を満足させるような残虐体験告白録を本書に期待してもムダです。性暴力の深刻レベルのコンテストではないのです。被害者の精神的^{トラウマ}傷跡の深さ、浅さを周囲の人間が「外傷はないんだから忘れてしまいなさい」「一度だけだったからたいしたことではない」「性交までいかなかったから、騒ぎ立てることはない」などと言って勝手に決めることは、実は加害者が自分の行為を正当化する口実と見事に一致するのです。「外傷を与えてるわけじゃないからいいだろう」「一度だけの過ちだから許される」「性交を要求したわけじゃないんだ」と。このような加害者の論理にいとまやすく社会が同調してしまうのも性暴力のきわだった特性です。被害の深さ、浅さは、被害者のその後の人生にその暴行体験がどのよう

な影を落としたかによってしか、はかる基準はありません。

パートIIIに収録した「バナナ」の筆者、「独り暮らしの婆」は、幼児期に強姦されたたった一度の体験を「初めて文字にして七十余年秘めた胸の傷が涙と共に溶けてゆく」と書いています。彼女の体験を「一度だけだったからたいたいたことではない」といった誰が言えるでしょうか。

子どもへの性暴力を被害者の視点から分析し解決策を練っていくこと——ようやく性暴力を社会的問題としてとりあげる気運が生まれてきた日本で、今もつともなされなければならないことは、この被害者の視点の確立です。

いったい何を性暴力と定義するのか。その決定に被害者の声は反映されていません。性暴力犯罪を取り締まる法律は被害者の体験とはかけはなれたところで成立したものです。強姦を扱う警察官も裁判官も被害者の視点に立つたら強姦に対する対応がいかに異なったものになるかなど考えもおよばないのでしょいか。

「やめよう夜道の一人歩き」といった防犯キャンペーンが、現実の強姦防止には何の役にも立たないことは、被害者の声を集めればすぐにあきらかになることです。被害者が大人であれ子どもであれ、強姦の圧倒的多数のケースが夜道で見知らぬ者から襲われるのではなく、屋内で知人から襲われるからです。さらに、夜道の一人歩きをする女や子どもこそが悪いといわんばかりのこのキャッチフレーズの暗示する責任のなすりつけは被害者の立場をまったく無視して

いる好例です。

子どもへの性暴力を被害者、すなわち子どもの視点から分析すると、まず第一にあきらかに
なることは、性暴力が大人—子どもという社会的力関係の不均衡という社会的条件の上に培養
される犯罪だということです。このことについてはパートIVで充分に論じていますがこの視点
を明確にもっているかいなかで、子どもへの性暴力の分析、治療法、防止策は大きくちがっ
てきます。それはいま風にいえば子どもの人権の立場から問題に取り組むことにかなりませ
ん。

日本ではチャイルド・セクシュアル・アビューズ (child sexual abuse) という言葉を一般
には「児童性的虐待」と訳しています。しかしそう訳すことは言葉の定義に混乱をひき起こし、
すでに専門家どうしの会話や議論にも困難をもたらしているようです。日本の福祉、法律の現
場では「児童虐待」は「親または親に代わる保護者によって、非偶発的に十八歳以下の児童に加
えられた身体的、精神的、性的暴行、保護の怠慢」と定義され、そのひとつのタイプとしての
「性的虐待」は「親によるインセストまたは親に代わる保護者による性的暴行」となっていま
す。すなわち、親、保護者以外による性的暴行は児童虐待の範疇には入らないわけです。アメ
リカでは法律用語としても福祉現場にあっても child sexual abuse の加害者を親、保護者に
限定する定義はありません。